

仕 様 書

本仕様書は、ペットボトル処理の適正を期するため、業務に必要な事項を定めるものである。この業務の遂行上必要な事項は、本書に明記されない事項であっても、甲（伊勢広域環境組合）乙（請負業者）協議の上、実施するものとする。なお、業務の重要性及び公共施設であることを認識した上廃棄物処理関係法令等業務遂行に係る関係法令並びに甲の関係条例及び規則等を遵守して、業務の履行には万全を期するものとする。

1. 委 託 名 ペットボトル処理業務委託(2期)
2. 履 行 場 所 伊勢市西豊浜町 653 番地 伊勢広域環境組合清掃工場
3. 履 行 期 間 令和3年7月 1日から令和3年9月30日まで
4. 業務範囲
 - (1) 甲は、甲の構成市町が分別回収したペットボトルの再資源化、再商品化を目的として乙に引き渡すものとする。
 - (2) ペットボトルは、甲の指定する集積場において引き渡しを受けるものとする。
5. 国外への輸出、売却の禁止

乙は、甲から引き渡しを受けたペットボトルについては、国内で再資源化、再商品化を行い、ペットボトルを国外に輸出、売却してはならない。
6. 再資源化量等の報告

乙は、甲から引き取ったペットボトルの再資源化量、再商品化物の引き渡し先について、計量証明書を添付して甲に報告しなければならない。
7. 引き取り方法
 - (1) ペットボトルの引き取りについては、バラ（丸ボトル）、又は、袋（市町別回収袋）回収となるが、袋回収とした場合、乙は、回収袋を速やかに、甲に返却しなければならない。

また、乙の回収に伴い生じた袋の破れ等については、乙の責により補修等を行い、返却するものとする。
 - (2) 乙は、ペットボトルの選別再資源化の際、ペットボトルに混入していた夾雑物並びに市町回収袋は、甲に引き渡し、甲が処理する。
 - (3) 乙は、ペットボトルの引取りに際し、門扉の開閉等安全管理に努めなければならない。
 - (4) 集積場は日々、空の状態にしておくこと。

- (5) 引き渡しは、甲の指示した日及び乙の随時引き取りとし、その時間は甲の執務時間内とする。なお、甲の臨時受入により休日及び年末年始の搬入があるものとする。
- (6) ペットボトルの引き取りについて、甲から連絡があった場合、乙は、延滞なく引き取りを行うこと。
- (7) 乙の機器の故障や都合により引き取りを遂行できないときは、速やかに甲に報告するとともに、乙において代替手段の手配により業務を履行すること。
8. 乙は、業務場所を適宜清掃するとともに環境の整備に努めなければならない。
9. 甲は、ペットボトルの再資源化方法等を確認するため、必要に応じて乙の施設に立ち入り調査することが出来る。
10. この仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の履行上当然必要な行為は、良識のある判断に基づいて行わなければならない。
11. 甲が業務に係る資料の提出を求めた場合、乙は速やかに応じなければならない。
12. 乙は、委託者の許可無く甲の所有物を持ち出したり、業務に必要としない物を持ち込んで서는ならない。
13. 乙は、甲の受け入れ業務に支障を来たさない様、搬出するものである。
14. 予定業務量 85t (契約期間内)
15. 見積金額 1 トン当りの処理費(運搬費を含)とする。
(取引に係る消費税及び地方消費税額を含まない)
16. 支払い方法
委託料は月払いとし、1ヶ月分の数量に契約単価を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税額を加算した額を請求日から30日以内に受託者が指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。ただし、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。
17. 疑 義
この仕様書に関し疑義が生じた場合は、両者誠意を持って協議の上、定めるものとする。